

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後から農業経営が確立できるよう、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付する大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱（令和3年大口町告示第60号。以下「町農業次世代人材投資資金交付要綱」という。）に規定する農業次世代人材投資資金（経営開始型）について、経営開始の時期及び前年の所得に応じて生じる交付額の差を調整するため、予算の範囲内において大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、町農業次世代人材投資資金交付要綱に規定する農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けている者及び交付を受けていた者とする。

（補助金の額等）

第3条 補助金の額は、交付期間1年につき、150万円以内とし、150万円から町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定において交付する額を減じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合、補助金の額は、交付期間1年につき、225万円以内とし、225万円から町農業次世代人材投資資金交付要綱の規定において交付する額を減じて得た額とする。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- (3) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

3 前2項の規定にかかわらず、前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、補助金の額は0とする。

4 補助金の交付期間は、経営開始後5年間とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金交付申請書（様式第1）を、町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内において速やかに補助金の交付を決定する。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金交付決定通知書（様式第2）により、その決定内容（条件を付したときはその条件を含む。）を交付申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に補助金の交付申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 交付対象者が行う実績報告は、第4条に規定する補助金の交付の申請をもってこれに替える。

(補助金の額の確定)

第9条 交付対象者から実績報告の提出があったときに、町長が行う補助金の額の確定は、第6条に規定する補助金の交付決定の通知をもってこれに替える。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付対象者は、交付決定の通知後、速やかに大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金交付請求書（様式第3）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときには、速やかに補助金を交付する。

(補助金の中止の届出)

第11条 交付対象者が農業経営を中止しようとする場合は、町長に届出なければならない。

2 前項に規定する届出は、町農業次世代人材投資資金交付要綱第11条に規定する補助金の中止の届出をもってこれに替えることができる。

(補助金の休止の届出)

第12条 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により農業経営を休止しようとする場合は、町長に届出なければならない。

2 前項に規定する届出は、町農業次世代人材投資資金交付要綱第12条第1項に規定する補助金の休止の届出をもってこれに替えることができる。

3 休止届を提出した交付対象者が農業経営を再開しようとする場合は、町長に届出なければならない。

4 前項に規定する届出は、町農業次世代人材投資資金交付要綱第12条第2項に規定する経営再開届の提出をもってこれに替えることができる。

(補助金の停止)

第13条 町長は、交付対象者が町農業次世代人材投資資金交付要綱に規定する農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付が停止された場合（前年の所得の要件により停止された場合は除く。）は、補助金の交付を停止する。

(補助金の返還)

第14条 町長は、交付対象者が町農業次世代人材投資資金交付要綱第14条の規定に該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(返還免除の申請)

第15条 交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情により返還免除に該当

する場合は、町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、町農業次世代人材投資資金交付要綱第15条に規定する返還免除申請書の提出をもってこれに替えることができる。

(就農状況報告等)

第16条 交付対象者は、交付期間中は、毎年7月末日まで及び1月末日までにその直前の6か月の就農状況を町長に報告しなければならない。また、交付期間の終了後5年間（第5項の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）は、毎年7月末日まで及び1月末日までにその直近6か月の作業日誌を町長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する就農状況の報告及び作業日誌の提出は、町農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第1項に規定する就農状況報告書の提出及び作業日誌の提出をもってこれに替えることができる。

- 3 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に居住地等を変更した場合は、変更後1か月以内に町長に届出なければならない。

- 4 前項に規定する届出は、町農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第2項に規定する住所等変更届の提出をもってこれに替えることができる。

- 5 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに町長に届出なければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は、町長に届出なければならない。

- 6 前項に規定する中断の届出及び就農を再開する届出は、町農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第3項に規定する就農中断届の提出及び就農再開届の提出をもってこれに替えることができる。

- 7 交付対象者は、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に町長に届出なければならない。

- 8 前項に規定する届出は、町農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第4項に規定する離農届の提出をもってこれに替えることができる。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第17条 交付対象者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入を記録しておかなければならない。

2 交付対象者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第18条 この要綱に基づく書類の提出は、大口町まちづくり部まちづくり推進課へ1部提出するものとする。

(その他必要事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和4年12月23日 大口町告示第110号)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(令和2年度経営開始者の特例)

2 令和2年度に経営を開始した者には、次の各号に掲げる令和2年の総所得(農業経営前の所得を除く。)の区分に応じ、当該各号に定める額を令和4年度の交付額に加えて交付する。

(1) 100万円以下 0円

(2) 100万円超350万円未満 225万円から350万円から令和2年の総所得(農業経営前の所得を除く。)を減じた額に5分の3を乗じて得た額(1円未満は切捨て)に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を減じて得た額

(3) 350万円以上 225万円

3 前項に規定する交付を受ける場合は、町長が別に定める申請書を町長に提出しなければならない。

様式第1（第4条関係）

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金交付申請書

年 月 日

大口町長様

申請者
住所
氏名

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金交付要綱第4条の規定に基づき、農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回申請する補助金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
前年の世帯全体の所得	円
今回申請する補助金の対象期間における大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金交付要綱に基づく農業次世代人材投資資金（経営開始型）の申請額	(ア) 円
今回申請する補助金の対象期間における交付金額 150万円－(ア)の額を記載 ただし、夫婦で受給している場合は225万円－(ア)の額を記載	(イ) 円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載	円

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付の申請のあった大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金について下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付予定日 年 月 日

様式第3（第10条関係）

大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金交付請求書

年 月 日

大口町長様

申請者
住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました大口町農業次世代人材投資資金（経営開始型・町単独）補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名	
店舗名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(ふりがな)	
口座名義人	